

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

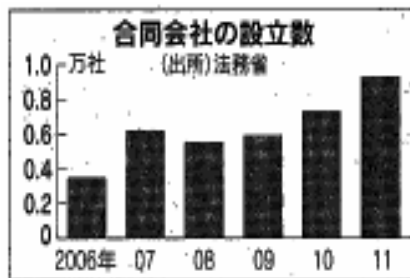
【発行日】 平成24年5月1日

合同会社の設立が3割増で推移！

株式会社よりも柔軟に組織運営ができる合同会社(LLC)の設立が、前年比約3割のペースで増加を続けています。大手では、石油精製の極東石油工業が5月21日付で株式会社から移行する予定です。また、トヨタ自動車など9社は、電気自動車向け急速充電サービスを提供するLLCを昨年12月に設立しています。LLCは上場できないため、資金調達の道は限られますが、設立や維持のコストが安いことも評価されており、2012年は1万件を超えるとの見方も出ています。

LLCは06年会社法が施行されたとき、共同出資会社をつくりやすくすることなどを目的に制度が設けられています。株主総会を開く必要がなく、出資比率に比例しない利益配分が可能であり、決算公告の義務もなく、「株式会社よりも設立・維持コストが安い」(西村あさひ法律事務所の大井悠紀弁護士)。一方、上場はできません。

5月に株式会社から移行する極東石油は「株主総会などの手間が減るため、経営のスピードが速くなる。(総務・人事部)と理由を説明しています。トヨタなど9社が立ち上げた充電網整備推進機構(東京・千代田)も、「株式会社と比べて機動性の高い経営ができる」と指摘しています。研究開発型の企業やベンチャー企業などで活用が広がっており、大手では、米シスコシステムズの日本法人が07年、米ウォルマート・ストアーズ傘下の西友が09年にそれぞれ株式会社から転じています。



法務省によると、11年に設立されたLLC(株式会社などからの移行も含む)は約9200社。10年比27%増加し、3年連続で前年実績を上回っています。直近のデータである12年1月でも、前年同月比30%増の858社に達したそうです。

(日本経済新聞 H24.4.20より抜粋)

CONTENTS

合同会社の設立が
3割増で推移！…… P.1

東日本大震災からの
復興財源等に係る税制措置…… P.2

脱税の告発件数が
過去最低(名古屋国税局)…… P.2

数字が合わないとき、
知っておくと便利な豆知識…… P.2

経営者のためのM&Aセミナー…… P.3

今後、大きな地震は
どのくらいの確率で起こるのか？…… P.4

フェイスブックの
ビジネス活用術…… P.5

5月度の税務スケジュール…… P.5

今月の名言録…… P.6

編集後記…… P.6

合同会社(LLC)と株式会社の違いについて

項目	合同会社(LLC)	株式会社
特徴	創業やジョイントベンチャーに適している形態 人を中心とした無形資産を資源とした起業にも向いている 株式会社と同様に有限責任	従来型の会社形態
出資と経営	出資していない人が、合同会社の経営に参加することはできない(出資者=経営者)	それぞれが分かれており、経営者は必ずしも出資者であるとは限らない
内部機関のルール	自由度が非常に高い。 定款で自由に定めることが可能 (取締役会や監査役も不要)	株主総会や取締役会の設置をはじめ、 詳細な制限が設けられている
利益配分	定款で自由に規定	出資比率に応じる
概算設立費用	約6万円～(実費のみ)	約24万円～(実費のみ)
設立手続・期間	手続きは簡素(定款の公証人認証も不要) 期間は、数日から2週間程度	手続きはやや複雑 期間は、1から2ヶ月程度 (専門家に依頼すれば、2週間程度)

東日本大震災からの復興財源等に係る税制措置

東日本大震災の発生から1年が経過しましたが、依然として、多くの被災者の方々が不自由な生活を強いられています。

この震災からの復旧・復興のための税制措置として、「税制上の特例措置」と「復興財源等に係る税制措置」が手当てされました。

復興財源については、所得税と法人税に対して時限的に付加税を課す「復興特別所得税」と「復興特別法人税」が措置されています。

「復興特別所得税」は所得税に対して2.1%の付加税を課すもので、平成25年1月から平成49年12月(25年間)までの措置となっています。

一方、「復興特別法人税」は、法人税額に対して10%の付加税を、平成24年度から平成26年度の3年間、課す措置となっています。

政府の試算によると、「復興特別所得税」により、年間0.3兆円を25年間、また、「復興特別法人税」により、年間0.8兆円を3年間で乗せできると算出しており、あわせて9.7兆円程度が付加税による復興財源として考えられています。



	課税標準・税率	付加される期間
復興特別所得税	個人のその年分の基準所得税額 × 2.1%	平成25年～平成49年の各年分(25年間)
復興特別法人税	各課税事業年度の基準法人税額 × 10%	平成24年4月1日～平成27年3月31日の間に開始する事業年度(3年間)

脱税の告発件数が過去最低(名古屋国税局)

名古屋国税局査察部が2011年度、脱税容疑で地検に告発した事件は6件(2010年度は17件)であり、脱税額の総額も約6億円(2010年度は13億円)にとどまり、通称「マルサ」で知られる査察部が名古屋国税局に発足して以来、件数・金額ともに過去最低となっています。

名古屋国税局によりますと、2011年度の告発事件は、中日本高速道路の元社員による新東名高速道路の建設用地買収をめぐる所得税の脱税や、免税制度を悪用した消費税の脱税などがありました。県別では、愛知が4件、三重と静岡が1件ずつで、岐阜はゼロでした。

例年なら、10件以上ある愛知県で告発件数が少なかったことが要因と思われます。

名古屋国税局は、正式には毎年6月に査察の実績を公表していますが、一般の調査部門とは違い、相当な激務が強いられる査察部を、国税局の職員が敬遠する傾向や、査察官の調査能力そのものの低下も指摘されているようです。

名古屋国税局査察部は、バブル期の1991年に「調査査察部」から独立して発足しており、国税庁の12地方組織のうち、独立した査察部を持つのは、いずれも地検特捜部がある名古屋・東京・大阪の3ヶ所となっています。



数字が合わないとき、知っておくと便利な豆知識

経理の仕事の正確さの検証

経理の仕事は、毎日数字を扱います。そのなかで、伝票や領収書、現金の入力・帳簿残高と現物などが合わない、ということは往々にして起こります。そんなとき、一からすべてをチェックするのは、膨大な手間がかかります。実体のある現金や預金、相手先のある売掛金や買掛金の金額の検証が、裏づけがとりやすいといえます。



差額が生じたときの対処法

合わない金額を「2」で割ってみる

比較的多いのが、借方と貸方を間違えているケースです。たとえば、入金を出金扱いにしている場合です。「入金伝票」や「出金伝票」、通帳の数字を見ながら入力している場合には、間違えていることがよくあります。借方と貸方(左右)を間違えていると差異は2倍になっています。したがって、間違えて入力した金額は、差異を2で割った数字となります。

合わない金額を「9」または「0.9」で割ってみる

次に多いのは、桁を間違えて入力しているパターンです。桁間違いかどうかは、差異を「9」または「0.9」で割ってみるとわかります。たとえば、「4,000円」のところを「400円」としている場合、差異は3,600円です。3,600を「9」で割ると「400」になります。反対に、「400円」のところを「4,000円」としている場合も差異は3,600円です。3,600を「0.9」で割ると「4,000」になります。そこで、4,000円を400円と入力していないか、400円を4,000円と入力していないかチェックしてみるのです。

電卓での計算やパソコン(キーボード)入力に慣れている人ほど、桁間違いが多くなるような傾向があるようです。

合わない金額が「9」で割り切れるものの、桁間違いではない場合

数字の位を入れ替えて入力している可能性があります。たとえば、「872」を「827」と入力している場合、差額は45です。差額の45を「9」で割ると「5」で割り切れません。このように、位が入れ替わっている場合の差額は、常に「9」で割り切れません。

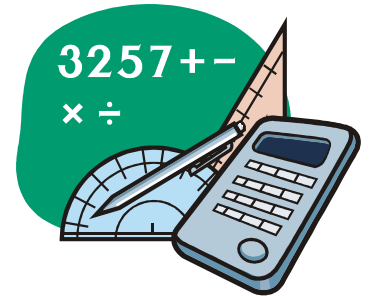
具体的には、差額を「9」で割った数字が、

- ・9以下の場合・・・1と10の位の誤り
- ・10以上99以下の場合・・・10と100の位の誤り
- ・100以上999以下の場合・・・100と1,000の位の誤り

というようになります。

数字の見間違い

合わない数字が3,000とか30など、「3」絡みの場合には、「6」と「9」を間違えていることがあります。「6」と「9」は見た目も似ているのですが、電卓やパソコンのテンキーの位置関係が上下となっているので、入力ミスが多くなりがちです。「6」と「9」が入っている数字に注意しながら、もう一度確認してみましょう。「企業実務(平成24年5月号)」(エヌ・ジェイ出版販売)より抜粋



経営者のためのM&Aセミナーのご案内

団塊世代の引退の本格的開始に伴い、後継者不在が顕在化すると予測される「2012年問題」。後継者不在企業の増加が予想される今年、その解決手段としてのM&Aのニーズは高まることが考えられます。

「新規事業展開」もしくは「商圈拡大戦略」のひとつとしてもご検討されてみてはいかがでしょうか？

1. 日時 平成24年6月14日(木) 13時30分～16時40分
2. 場所 名古屋マリオットアソシアホテル 16F「タワーズボールルーム」
3. 内容 **【第1部】 会社を強くする経営戦略の作り方とは？**
 - ・M&Aにより「会社」「社員」「社長」がハッピーになる方法とは？
 - ・これからの会社経営、「5つの法則」とは？**【第2部】 M&A体験発表 ～ 成功するM&Aの進め方 ～**
 - ・「後継者問題」「先行き不安」をM&Aで解決した事例紹介
 - ・本には載っていない「成功の秘訣」と「リスク回避の方法」を公開
4. 申込み 弊所で受付しておりますので、お問合せください。
電話 052-331-0135、0145 (担当:藤田)



今後、大きな地震はどのくらいの確率で起こるのか？

世界でも有数の地震国といわれる日本。文部科学省・地震調査研究本部によると、例えば南関東でマグニチュード6.7～7.2程度の地震が30年以内に発生する確率は、90%程度とされているなど、多くの地域で地震発生確率の高さが指摘されています。

自分自身や家族の安全を守り、安心や未来を育む住宅ですが、住まい選びにおいて、安全の基盤である耐震性が非常に重要であることは言うまでもないでしょう。



日本は地震国

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では多くの方がお亡くなりになりました。地震による直接的な被害で亡くなられた約5500人のうち建物の倒壊による圧死は88%をも占め、それ以外の約10%は火事による焼死とされています。そして焼死された方の多くも、住宅が倒壊、あるいは崩壊したために逃げられなかったものと見られており、つまりは亡くなられた方のほとんどが、建物の倒壊によるものと推察されるのです。

一方、国土交通省の発表によれば現在、日本の住宅約4700万戸のうち、実に25%にあたる1150万戸の住宅が、耐震性不十分とされています。

みなさんの地震に対する備えは万全でしょうか。大きな家具は倒れないように固定しておき、自宅周辺の避難場所を確認したり、消火器などを傍に用意しておく必要があります。非常時用として食料や水、医薬品、貴重品、日用品なども用意しておいた方が良いでしょう。こういった、非常時に対する備えを常に心がけることが非常に重要です。

そして中でも、最も重要な項目のひとつが、どのような住宅を選ぶかということではないでしょうか。住宅の耐震性能が、あなたやあなたの家族の大切な命を守るのです。

今回は、住宅の耐震性について簡単に説明してみましょう。

3月22日発表された公示地価(2012年1月1日時点)によると、中部3県とも商業地と住宅地で下落が続いています。商業地は下落幅がそろって縮小し、中でも愛知、岐阜の両県では住宅地の下落幅も縮小したものの、三重県では逆に拡大しました。

東日本大震災の影響もあり、愛知、三重の両県では津波リスクがある沿岸部で地価の下落が目立っています。ただ、商業地、住宅地とも愛知県を中心に上昇地点は増加傾向にあるのが特徴的です。

領域又は地震名	長期評価で予測した地震規模(マグニチュード)		地震発生率		
			10年以内	20年以内	30年以内
南海地震	8.4前後	同時8.5程度	10%程度	50%程度	80~90%
東南海地震	8.1前後		10~20%	60%程度	90%程度
三陸沖北部	7.1~7.6程度		60%程度	90%程度	—
宮城県沖	7.5前後	連動8.0程度	50%程度	99%	—
三陸沖南部海溝寄り	7.7前後		30~40%	80~90%	90%以上
茨城県沖	6.8程度		50%程度	90%程度	—
南関東	6.7~7.2程度		30%程度	70%程度	90%程度

出所:「海溝型地震の長期評価の概要(算定基準日:平成18年1月1日)」(文科省 地震調査研究推進本部)

知っておきたい「新耐震基準」

新耐震基準には、1978年(昭和53年)に起きた宮城県沖地震での建物被害を受けて大きく見直され、法改正されたいきさつがあります。この地震の際、当時の建築基準法で設計・建設されていた建物の多くが倒壊・崩壊するという被害があり、それを教訓として、建物の耐震基準について抜本的な法改正が行われたのです。

新耐震基準をわかりやすく説明すると、震度5程度の中地震のケースでは、柱や梁などの構造部材には大きなひび割れなどが起こらず、外壁等に軽微なひび割れの被害が起きる程度。建物そのものの機能を保持することができて、補修した後には建物の再使用ができるとされています。また震度6程度の大地震に対しては、建物に一定程度の損害が発生しても倒壊・崩壊には至らず、人命を確保できる程度の基準とされています。

ここで注意しておきたいのが、新耐震基準はあくまでもひとつの目安だということです。

例えば新耐震基準以前の建物であっても、その基準を上回る設計がなされている建物であったり、耐震診断やそれに基づいた耐震補強がなされている建物もあるのです。

フェイスブックのビジネス活用術

フェイスブックの急速な広がり

フェイスブックは、2006年に一般公開され、2010年にはアクセス数でGoogleさえ抜くほどの世界最大のSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)へと急成長しました。フェイスブックの会員数は、現在世界中で8億5000万人を超えています。フェイスブックを利用するためには、無料のアカウントを取得して自分専用のページを開設するだけです。友人を検索して探し、友人申請を行って承認されれば、以後は自分のページ(ウォール)に友達の投稿が表示されていきます。自分が投稿したメッセージは、逆に友達のウォールに表示されます。



フェイスブックはなぜ企業のマーケティングに有効なのか

これとは別に、フェイスブックのユーザーなら専用の「フェイスブックページ」というページを開設することもできます。実は、このフェイスブックページが、ビジネスでフェイスブックを活用するときに重要になってきます。無料で複数のページが作成でき、さまざまなツールが用意されていますから、商品を販売するような物販ページの作成も可能になっています。ユーザーが閲覧しているページに、企業のターゲット広告を安価で出すこともできます。自社の営業やサービス、商品などに興味を持つユーザーに、効果的に広告を打てるわけです。

さらに、フェイスブックページは検索サイトの検索の対象にもなっており、フェイスブックの特徴である「いいね！」ボタンをクリックされたページほど検索サイトで上位に表示されやすく、SEO(検索エンジン最適化)的にも有利なのです。

フェイスブックページには「いいね！」ボタンが配置され、このボタンを押してくれたユーザーのみに、投稿したメッセージを表示することもできます。これがフェイスブックページの大きな仕掛けのひとつです。「いいね！」ボタンをクリックすると、クリックしたユーザーとつながっているほかのユーザーに表示されます。これが口コミの伝播です。

フェイスブックのユーザー同士は、互いに実社会でそれなりにつながっていてもいます。親しい友人だったり、同じ会社の同僚や取引先の担当者だったり、また出身校が同じだったり、実社会での人間関係そのものがフェイスブックのつながりにも、持ち込まれています。

つまり、友人や知人が「いいね！」と言っているわけですから、このユーザーとつながっている別のユーザーも興味をもってくれやすいのです。こうして口コミが伝播していくことで、企業内容や製品サービスなどが広く告知されていくことになります。この伝播は、コストパフォーマンスの面から言えば、テレビや新聞以上に効果的なのです。

「仕事とパソコン(平成24年5月号)」(研修出版)より抜粋

5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月10日(木)
特別農業所得者の承認申請	納 期 限 5月15日(火)
3月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 5月31日(木)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 5月31日(木)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 5月31日(木)
9月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	申告期限 5月31日(木)
消費税の年税額が400万円超の6月・9月・12月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申告期限 5月31日(木)
確定申告税額の延納届出による延納税額の納付	納 期 限 5月31日(木)
消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税(1月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 5月31日(木)
自動車税の納付	納 期 限 5月31日(木)

今月の名言録

～ 困難に真正面から取り組む～

難しいが、どうしても解決しなければならないという、困難な状況から逃げてはいけません。真正面から困難に立ち向かわなければなりません。

それには、「何としてもやり遂げる」という切迫感が必要です。ちょうど修行僧のような形相で仕事をしている状態です。

また同時に、一切のものにとらわれてはいけません。素直な目で現象を見なければなりません。先入観を持っていては、ものごとはその真実を語ってくれません。

一方では、「何としてもやらなければならない」という思いがありますが、もう一方では、苦しければ苦しいほど、現象をつぶさに見つめ直すという素直な姿勢が必要となるのです。

そうすれば、今まで見過ごしていたものを、ハッと見つけるものです。それを、私は“神のささやく啓示”と呼んでいます。啓示を受けるほどの切羽つまった状況、真摯な態度からしか、真にクリエイティブなものは生まれてきません。

素晴らしいアイデアを得ようとするならば、困難に真正面から取り組む姿勢が必要なのです。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)



編集後記

今回の「INSIGHT REVIEW」の中でも触れられていますが、フェイスブックに代表されるSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)には、個人的には、なんとなく抵抗感があり、活用していません。

そんな訳のわからないことを言っている間にどんどんと時代の最先端から取り残されていくのかもしれないですが、いろいろなところに個人情報公開されることによるリスクの大きさがよくわからないからです。

自分の利用したサイトや検索した単語などから個人の特性や興味を分析して、それに応じた広告が配信されてきたり、自分のいる場所に合った情報が提供されたり、一見便利なのですが、ものすごく大きな組織に自分の行動のひとつひとつが監視されていくような社会が構築されつつある恐怖感があるのですが、考えすぎでしょうか？

昔、カメラが出てきたときに、命が取られるとかなんとか言ってた時と同じで、新しいものに対する抵抗感だけなんでしょうか？
(浅岡 和彦)



事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135
052-331-0145
FAX:052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

